

D I V O R C E

弁護士が書いた

30代離婚の教科書

りかつ

幸せになるための完全離婚ガイド

姉小路法律事務所 弁護士

大川浩介 / 辻 祥子

本書は30代の方々のために書かれた離婚ガイドです。

私たちは弁護士として毎日のように離婚の相談をお受けしていますが、30代の方のご相談がとても多いです。統計的にもこの世代の離婚率が最も高くなっています。

この30代の離婚には次のような特徴があります。

- ◆離婚後の人生がまだまだ長く、この離婚の経緯を生かして「人生の仕切り直し」ができる。
- ◆新しい出会いや再婚の可能性がたくさんある。
- ◆婚姻期間が比較的短いこともあり、夫婦で作った財産はそれほど多くない。
- ◆反対に多額の住宅ローンを抱えている。
- ◆まだまだ手がかかる小さな子どもがいる。
- ◆小さな子どもがいる関係で、専業主婦であったりパート勤務であるため、妻の収入が

十分でなく離婚後の生計に不安がある。

- ◆お見合いパーティーやネットで知り合い、そのまま勢いで結婚するも、折り合いをつけれないほどの価値観や性格の違いが明らかとなって（時には結婚して数か月で）離婚したいと考えるケースも多い。

こういった特徴から、30代は離婚して幸せになるチャンスがまだまだある一方で、離婚のしかたを間違ってしまうと悔いの残る離婚となり、かえって不幸せになってしまう危険性も秘めています。

たとえば、離婚した後、多額の住宅ローンを誰がどのように支払っていくのか、離婚に際して自宅不動産を売却しようとしてもオーバーローン（売却しても住宅ローン残を完済できない状態）であった場合にどう解決するかは、慎重に検討する必要がある問題です。

また、預貯金や保険などの財産分与にしても、それほど多くないばかりに、かえってお互いに譲歩できずにもめることもあります。

さらに、小さな子どもがいると、離婚に伴って解決しなければならない問題がたくさんあります。親権をどちらが取得するか、養育費をどう負担するのか、面会交流（面接交

小中学生の子どもがいるときは子どもたちが転校せずに済むのが理想ですが、このことを重視しすぎて近場での転居にこだわりすぎると、家賃負担が重くのしかかって生活が成り立たなくなるなどの危険があります。ですので、住むところは慎重に考える必要があります。

また、賃借マンションなどに移り住む場合は、賃貸借契約の締結に当たって保証人を用意するよう求められることもあります。

そのようななか、頼れる実家があるときは、しばらく実家で厄介になるというのはよくあるパターンです。

特に妻が子どもを連れて家を出る場合、子どもの世話をしながら住居を確保して自ら生計を立てるのは時に至難の業となりますので、実家でサポートをしてもらえればとても助かります。

30代の妻の両親であれば子どもを迎え入れて孫の面倒をみることができることも多いです。この点も30代の離婚の特徴の一つといえます。

ポイント

- 別居する前に住居を確保する必要があるが、住居費の負担はなるべく抑えたい。
- ひとまず実家に帰ることができるときは、有力な選択肢と位置つけるべき。

別居と子ども

これまで子どもの監護養育をメインで行ってきた方が家を出るときは、子どもも連れて行くのが通常です。

しかし、なかには子どもを置いて単身で家を出てしまう人もいます。

「転校させるのが忍びない」「子どもを連れて行くのが大変だ」などその理由は様々ですが、この状態が長期化すると、その後の親権をめぐる争いで不利に働くこともあります。それまで自分が監護養育してきた事実をいくら訴えても、相手方のもとで監護養育されている現状を優先して、裁判所が相手方に親権を与えてしまうおそれがあります。

1人で家を出た後、子どもを連れて行きたいと考えているが相手方がこれに応じない場合は、速やかに子どもの監護者の指定と引渡しを求める調停や審判、保全処分をそれぞれ申し立てることを検討する必要があります。

ポイント

- 親権を譲りたくないときは、必ず子どもを連れて別居する。

住民票をどうするか

相手方の承諾を得なくても、自分や子どもの住民登録を転出先に異動させることは可能です。乳幼児を抱えて別居する場合、別居先の市区町村に住民登録をしていないと別居先の保健所で検診や予防接種を受けることができないという実際上の不都合もあります。

ただ、注意を要するのは、「勝手に」住民票を移したことに強く反発する相手方もいるという点です。相手方に事前あるいは事後に伝えるかどうか、住民票をしばらくはそのままにしておくかは、相手方の性格など考慮して決めるようにしてください。

また、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害を受けていて身を隠したケースでは、住民票を移すことによって転居先を相手方に知られてしまう危険があります。

DVの被害者が申し出ることによって、加害者からの住民票や戸籍の附票（市区町村に本籍のある者の住所の履歴に関する記録）の交付請求や閲覧請求を拒否する措置を講じて

もらうことができますが、相手方から依頼を受けた弁護士などが職務上請求するとこれに応じてしまう役所もあるようです。

したがって、実際上の支障がなければ住民登録は異動させない、または実家などの親族のもとに一時的に移すといった方策を講じることも検討すべきです。

ポイント

- 自分や子どもの住民票は、相手方の承諾を得なくても異動させることができる。
- 相手方に別居先を知られたくない場合は、住民登録の異動には注意を要する。

健康保険証（被保険者証）

健康保険を使って医療を受けるには、医療機関に健康保険証（被保険者証）を提示する必要があります。

保険証は家族1人ずつ個別にカード化されて交付されることが多くなってきました。

別居するときは、自分と子どもの分の保険証を忘れないよう注意をしてください。

カード化されておらず家族で一枚の被保険者証になっている場合は、子どものことを考

えて、思い切って持ち出すことも考えられます。

もともと、保険証の切り替えや相手方の転職に伴い保険証をいったん返却する必要があることもあります。しかし、離婚の問題がこじれて感情的になっている相手方が新しい保険証を渡すことに応じないケースもなかにはあります。

相手方から保険証を受け取れないために自分や子どもが受診することを控えている方もいますが、決して好ましい事態ではありません。

相手方と直接交渉したり受け渡しをすることが難しい場合は、親族や共通の知人に間に入ってもらうことも考えられますし、また、このことを契機に弁護士に依頼することも一つの方法です。

ポイント

- 別居するときは、健康保険証を確保する。

別居するときに持っていく物

先ほどの健康保険証（被保険者証）の他に、自分や子ども名義の預貯金の通帳やキャッ

シユカード、届出印なども持って行きます。また、生命保険や医療保険などの保険証券や実印、印鑑登録カードなどの貴重品も忘れないようにしてください。

衣服などの身の回り品もできる限り持って行きます。

相手方が離婚や別居に反対している場合は、後から持ち出すことは時に困難を極めます。そのような場合は、当面は持ち出せないと覚悟しておいた方がよいでしょう。

ですので、別居するまでに、あらかじめ少しずつ持ち出すとか、運送業者を利用して一気にまとめて運び出すといった工夫が必要となることもあります。

難しいのは、**相手方名義の預貯金**などです。

自分が管理している場合、あらかじめ払戻しを受けて持ち出すことは實際上可能です。キャッシュカードを利用すれば少しずつ出金したり振り込むことができます。数日に分けて作業すればまとまった預貯金を移動させることができます。

自分名義の預貯金の残高がほとんどないような場合は、ある程度持ち出すことも検討する必要があります。

もともと、なかには後々の財産分与を考えて全体の半分ほど持ち出す人もいます。さら

には、慰謝料の支払いを確保することまで考えて、相手方名義の預貯金の大半を出金する人もいないわけではありません。

しかし、相手方の激しい反発を招く可能性がありますので、後日、財産分与などで渡してもらおうことが期待できるケースでは最低限にとどめるのが賢明です。このあたりは、相手方のパーソナリティーとの兼ね合いで判断すべきところです。

ポイント

- 後々持ち出すことは難しいと考えて、必要な物は別居時にすべて持ち出す。
- 相手方名義の預貯金の取り崩しは慎重に。

別居後の自宅への立ち入り

相手方の了解が得られない場合、別居した後に自宅に立ち入ることには注意を要します。「自宅には変わりないから自由に家の中に入れるはずだ」と考えている方もいますが、それほど単純ではありません。

たとえ自分名義の家であっても、別居して時間が経過すると、現在の居住者（つまり相

相手方）の許可なく立ち入ることが許されなくなることもあります。刑法上の住居侵入罪に抵触する可能性もあります。

相手方が拒んでいるのに立ち入ると、相手方が警察に通報することがあります。その場合の警察の対応は様々なようです。夫婦間の問題であるとして退去するよう勧告するだけで終わることもあります。それにとどまらないこともありえますので気をつけなければなりません。

自宅への立ち入りを拒む相手方としては、損害賠償請求や立ち入り禁止の仮処分の申し立てといった対抗策を講じることもあります。

ポイント

- 別居後は自由に自宅に立ち入ることができないケースもある。その場合に立ち入ると警察沙汰になることもあるので慎重に。

別居していきなり異性のもとには行かない

大川浩介 (おおかわ こうすけ) 弁護士
昭和43年、京都市伏見区生まれ。神戸大学法学部法律学科卒業。平成12年、司法試験合格。平成15年、弁護士登録(京都弁護士会所属)後、京都中央法律事務所に入所。平成18年、独立して姉小路法律事務所を開設する。現在、辻弁護士とともに多くの離婚案件を手掛けている。

辻祥子 (つじしょうこ) 弁護士
昭和45年、滋賀県生まれ。京都大学法学部卒業。平成13年、司法試験に合格。平成15年、弁護士登録(京都弁護士会所属)後、酒見法律事務所に入所。平成20年、姉小路法律事務所に入所。現在、大川弁護士とともに多くの離婚案件を手掛けている。

姉小路法律事務所 (あねやこうじほうりつじむしょ)
〒604-0801

京都市中京区丸太町通界町西入鍵屋町65
コートサイト丸太町ビル201
TEL 075-253-0555
<http://www.aneyalaw.com/>
info@aneyaya.com



視覚障害その他の理由で活字のままでの本を利用出来ない人のために、営利を目的とする場合を除き「録音図書」「点字図書」「拡大図書」等の製作をすることを認めます。その際は著作権者、または、出版社までご連絡ください。

弁護士が書いた 30代離婚の教科書

2012年3月8日 初版発行

著者 大川浩介 辻祥子
発行者 野村直克
発行所 総合法令出版株式会社
〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-15
日本自転車会館2号館7階
電話 03-3584-9821(代)
振替 00140-0-69059
印刷・製本 中央精版印刷株式会社

©Kousuke Ohkawa Shoko Tsuji 2012 Printed in Japan
ISBN978-4-86280-292-7

落丁・乱丁本はお取替えいたしません。
総合法令出版ホームページ <http://www.horei.com/>